

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

---

平成18年（2006年）12月に教育基本法が改正され、教育を取り巻く様々な状況の変化を踏まえた上で、豊かな情操、道徳心や公共の精神、生命や自然の尊重、伝統と文化の尊重といった教育の目標を掲げるなど、新しい時代の教育の理念が明確に示されました。

この教育基本法には、国は教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため教育振興基本計画を策定し、また、地方公共団体は、国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じた教育振興基本計画を定めるよう努めなければならないと規定されています。

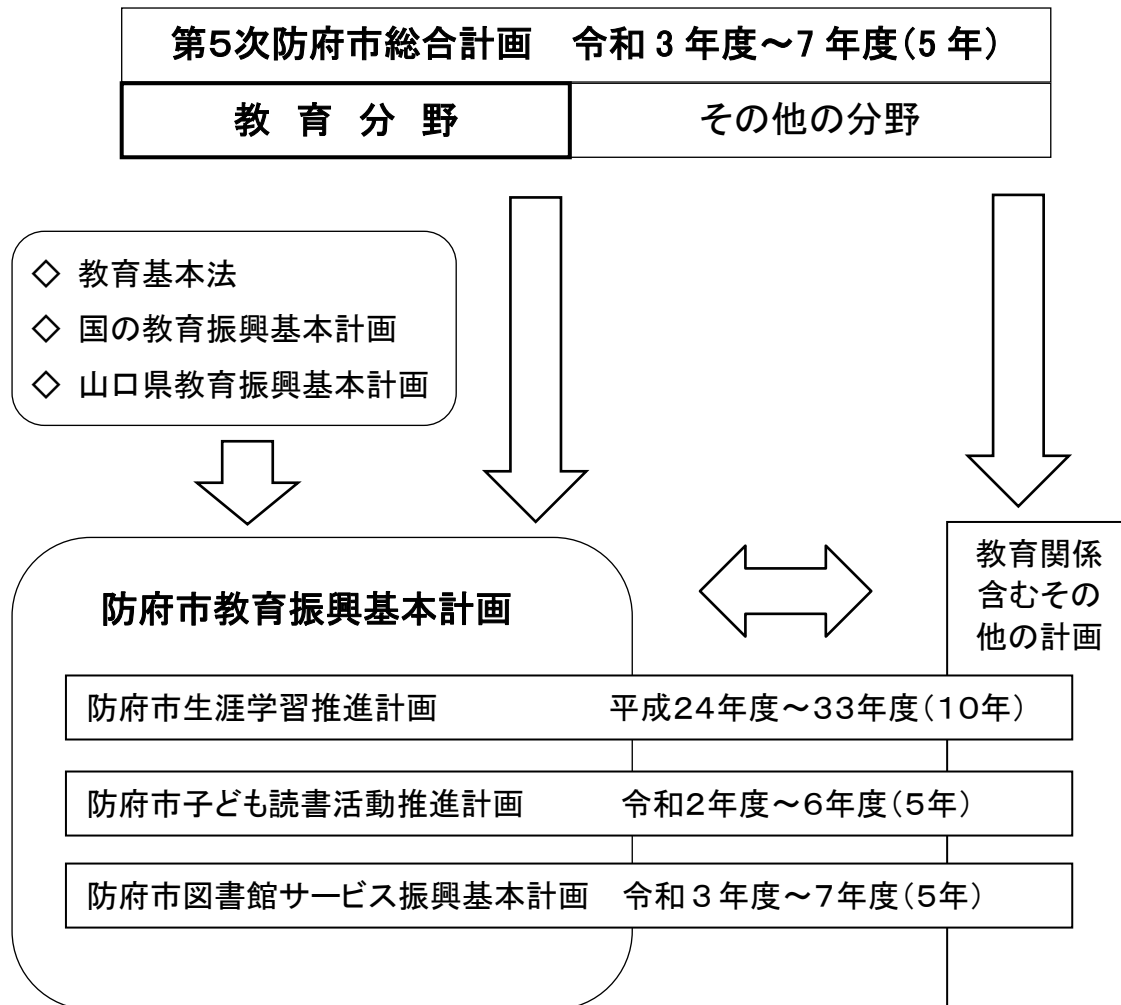
防府市教育委員会では、教育基本法の趣旨を踏まえ、平成26年（2014年）3月に「防府市教育振興基本計画」（平成26年度（2014年度）から令和2年度（2020年度）まで）を策定し、「主体的にたくましく生き抜く力と豊かな人間性を備えた人材の育成」を基本目標に掲げ、様々な教育施策を総合的、計画的に進めてまいりました。

近年、急速に進む人口減少・高齢化や技術革新・グローバル化の進展など子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。さらに今後の社会は、人生100年時代を迎えようとしており、また、超スマート社会の実現に向けた技術革新が急速に進んでいます。

こうした中、国においては「第3期教育振興基本計画」が平成30年（2018年）6月に閣議決定され、平成30年（2018年）10月には「山口県教育振興基本計画（2018-2022）」が策定されたことから、それらを踏まえ、国や社会の状況、子どもたちの状況を的確に捉えた上で、これまで進めてきた取組を継承するとともに発展させ、今後5年間の本市教育のめざす方向性と施策等を示すため第2期の教育振興基本計画を策定するものです。

## 2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項に規定する地方公共団体が定める教育振興のための施策に関する基本的計画として位置付けるもので、本市の最上位計画である第5次防府市総合計画の教育分野における部門別計画として、防府市教育委員会が所管する施策を網羅するものです。



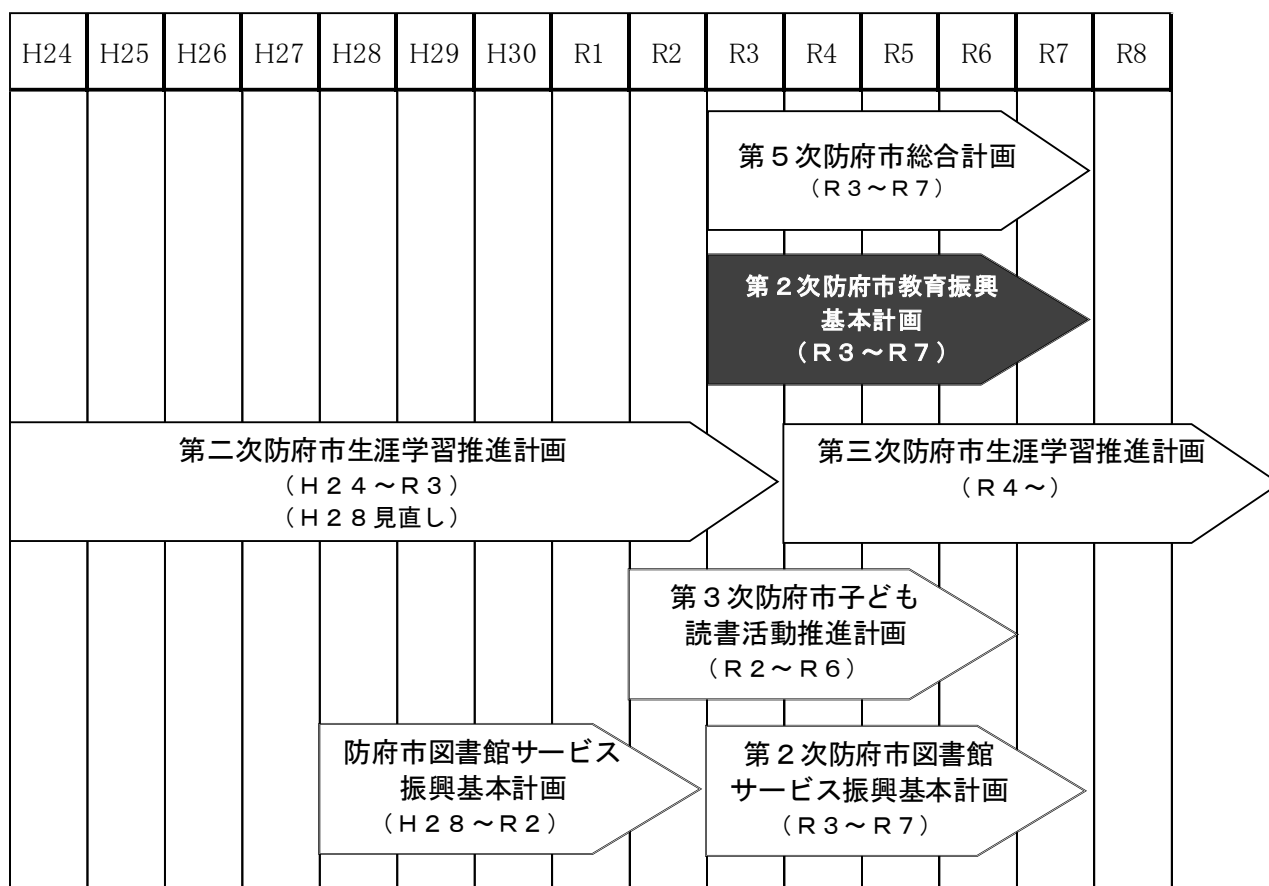
## 3 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、学識経験者、学校教育関係者、各種団体関係者及び公募の市民で構成された「防府市教育振興基本計画策定委員会」で協議、検討いただきました。また、広く市民の意見を反映させるため、パブリックコメントを実施しました。

## 4 計画の期間

計画の期間は、令和3年度（2021年度）から第5次防府市総合計画の終了年度となる令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

計画期間内は、毎年度、事業の取組状況について点検・評価を行い、次年度の事業に反映させます。



## 5 計画の構成

本計画は、「第1章 計画の策定にあたって」、「第2章 防府市の教育を取り巻く現状と課題」、「第3章 計画の基本的な考え方」、「第4章 今後取り組むべき施策」、「第5章 計画の推進に向けて」の5章で構成しました。

第1章では計画策定の趣旨などの基本的事項を示し、第2章で教育を取り巻く社会の動向や本市教育の課題を明らかにした上で、第3章において本市教育のめざす姿や基本目標など、今後5年間の本市の教育目標を設定しています。第4章では、基本目標の達成に向けた基本施策と具体的な取組の内容を体系的に整理し、第5章において計画の推進体制や目標指標を設定しています。